

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2019年4月1日
(第70期) 至 2020年3月31日

日本アビオニクス株式会社

神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2

(E01968)

目 次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. 事業等のリスク	8
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4. 経営上の重要な契約等	15
5. 研究開発活動	16
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5) 所有者別状況	26
(6) 大株主の状況	27
(7) 議決権の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	31
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	32
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	32
(2) 役員の状況	36
(3) 監査の状況	39
(4) 役員の報酬等	41
(5) 株式の保有状況	42
第5 経理の状況	43
1. 連結財務諸表等	44
(1) 連結財務諸表	44
(2) その他	74
2. 財務諸表等	75
(1) 財務諸表	75
(2) 主な資産及び負債の内容	85
(3) その他	85
第6 提出会社の株式事務の概要	86
第7 提出会社の参考情報	87
1. 提出会社の親会社等の情報	87
2. その他の参考情報	87
第二部 提出会社の保証会社等の情報	88

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第70期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 竹内 正人
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区池辺町4475番地
【電話番号】	(045)287-0300(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部経理部長 西尾 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	22,920	21,442	18,707	17,460	16,805
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	479	△60	△764	△155	25
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	115	1,510	606	22	76
包括利益 (百万円)	△168	1,404	798	48	107
純資産 (百万円)	6,779	8,183	8,981	9,029	9,137
総資産 (百万円)	27,548	27,493	27,581	26,492	24,816
1株当たり純資産 (円)	1,585.82	2,083.06	2,365.75	2,383.05	2,421.14
1株当たり当期純利益 (円)	40.96	534.81	214.87	7.83	27.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	29.19	375.02	163.04	5.68	16.64
自己資本比率 (%)	24.6	29.8	32.6	34.1	36.8
自己資本利益率 (%)	1.7	20.2	7.1	0.2	0.8
株価収益率 (倍)	42.73	4.60	9.29	164.29	56.68
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	124	4,030	△1,436	2,737	△1,123
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△225	△410	△418	△129	△163
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△8	△4,106	2,190	△1,385	419
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,145	1,658	1,994	3,217	2,350
従業員数 (人)	1,014	999	810	817	775

(注) 1. 売上高は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）抜きの価格で表示しております。

2. 当社は2017年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	22,757	21,352	18,700	17,449	16,798
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	534	496	△250	△153	△2
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	342	723	△65	1,289	68
資本金 (百万円)	5,895	5,895	5,895	5,895	5,895
発行済株式総数 (千株)	30,600	30,600	5,130	5,130	5,130
純資産 (百万円)	6,192	6,915	6,849	8,139	8,206
総資産 (百万円)	26,290	25,620	25,598	25,260	23,504
1株当たり純資産 (円)	1,378.03	1,634.15	1,610.97	2,067.69	2,091.75
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	121.17	256.18	△23.03	456.71	24.14
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	86.37	179.63	—	331.26	14.82
自己資本比率 (%)	23.6	27.0	26.8	32.2	34.9
自己資本利益率 (%)	5.7	11.0	—	17.2	0.8
株価収益率 (倍)	14.44	9.60	—	2.82	63.63
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	752	747	710	721	691
株主総利回り (%)	86.2	121.2	98.4	63.4	75.7
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	314	273	3,260 (349)	2,134	1,988
最低株価 (円)	159	135	1,970 (229)	910	750

(注) 1. 売上高は、消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第68期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は2017年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第68期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 【沿革】

年月	概要
1960年4月	日本電気株式会社と米国ヒューズ・エアクラフト・カンパニーの合弁会社として、東京都千代田区丸の内に資本金3億60百万円で、防衛用及び一般産業用電子機器並びにこれらに使用される部品の製造、販売、保守、修理等を営業目的とし、日本アビオトロニクス株式会社の商号をもって設立
1961年11月	横浜市瀬谷区に現横浜事業所を開設
1964年6月	大阪営業所（現西日本支店）を開設
1965年11月	本店を東京都港区西新橋一丁目15番1号に移転
1969年4月	横浜事業所本館を新設
1970年4月	創立10周年を迎え、横浜事業所本館を増設
1970年11月	資本金を8億27百万円に増資
1971年4月	横浜事業所第3工場を新設
1975年8月	名古屋出張所（現中部支店）を開設
1979年4月	当社の全額出資により山梨アビオニクス株式会社を設立
1980年4月	創立20周年を迎え、社名を日本アビオニクス株式会社に変更
1983年6月	資本金を10億円に増資
1988年2月	東京証券取引所市場第二部に上場し、資本金を36億40百万円に増資
1989年9月	当社の全額出資により福島アビオニクス株式会社を設立（現連結子会社）
1989年12月	資本金を67億69百万円に増資
1994年7月	本店を東京都港区西新橋三丁目20番1号に移転
1998年4月	横浜事業所環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得
2003年3月	資本金を87億69百万円に増資
2003年4月	神奈川県高座郡寒川町に相模事業所を開設
2004年8月	資本金を51億45百万円に減資
2006年6月	日本電気株式会社からNEC三栄株式会社の全株式を譲受
2006年8月	本店を東京都品川区西五反田八丁目1番5号に移転
2008年4月	赤外線事業を会社分割により、NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社（NEC三栄株式会社を商号変更）に承継
2010年5月	相模事業所を横浜市都筑区に移転し、新横浜事業所と名称を変更
2012年9月	資本金を58億95百万円に増資
2012年10月	NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併
2013年4月	日本ヒューチャア株式会社の全株式を取得
2015年4月	日本ヒューチャア株式会社を吸収合併
2018年10月	山梨アビオニクス株式会社を吸収合併
2020年1月	公開買付けの結果、NAJホールディングス株式会社が議決権の50%超を保有することとなり、当社の親会社となる
2020年6月	本店を神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2に移転

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当社、親会社（NAJホールディングス株式会社）及び当社子会社1社により構成され、情報システム、電子機器の販売を主な事業内容としております。当社企業グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

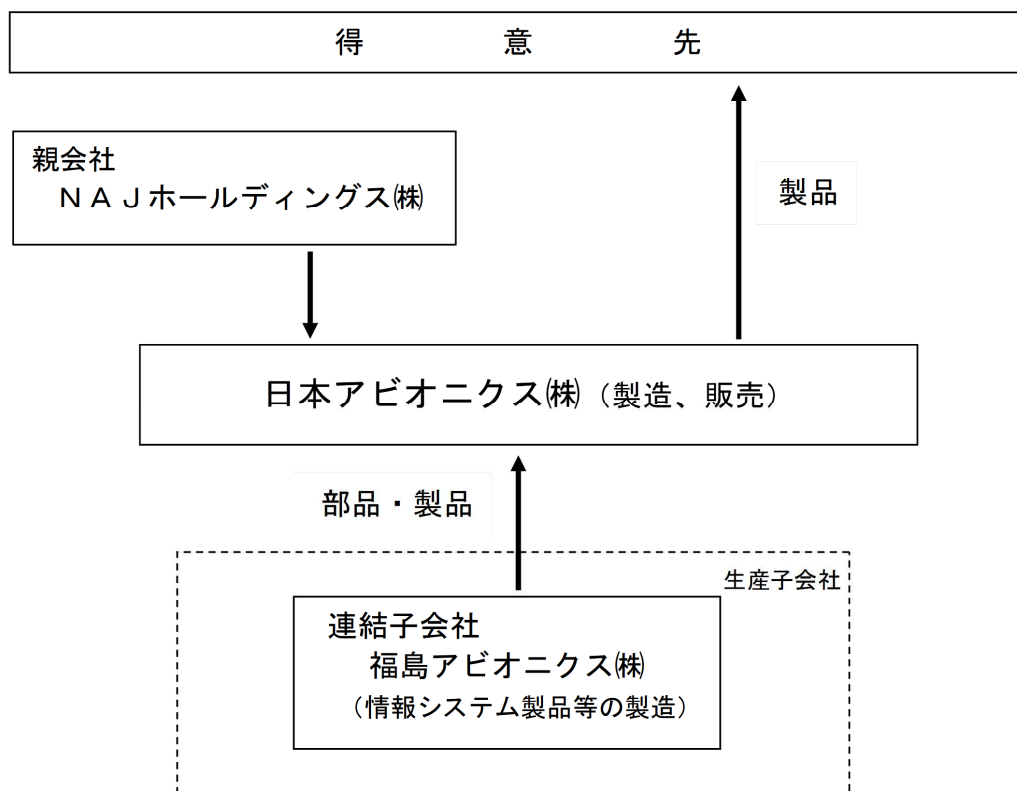
なお、次の部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

部門	事業内容	主要な会社
情報システム	表示・音響関連装置、 誘導・搭載関連装置、 指揮・統制関連装置、 ハイブリッドIC	当社、 福島アビオニクス(株)
電子機器	接合機器、 赤外線機器	当社、 福島アビオニクス(株)

当社の親会社であるNAJホールディングス株式会社は、当社の株式1,415千株を所有しており、議決権の所有割合は50.25%となり、事業活動を支配・管理する業務を行っております。

以上について図示すると次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
NAJホールディングス(株)	東京都千代田区	923	事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務	50.25	事業活動の支配・管理

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
福島アビオニクス(株)	福島県郡山市	450	情報システム製品等の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、当社からの資金援助、建物の賃借

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
情報システム	460
電子機器	176
報告セグメント計	636
全社（共通）	139
合計	775

- (注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
691	48.3	21.6	6,123

セグメントの名称	従業員数（人）
情報システム	376
電子機器	176
報告セグメント計	552
全社（共通）	139
合計	691

- (注) 1. 従業員数は就業人員を表示しております。
2. 従業員の平均年間給与は、時間外手当等諸手当及び賞与が含まれております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

日本アビオニクス労働組合は1964年10月に結成され、2020年3月31日現在の組合員数は353人であります。当組合は全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。なお、会社と組合との関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社企業グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社企業グループは、独自のエレクトロニクス技術とシステム技術により、お客様のために新しい価値を創造し、安全で豊かな社会（人と地球にやさしい情報社会）の実現に貢献することを経営の基本理念としております。

この理念を実現するため、グループ企業行動憲章並びにグループ行動規範を制定して、企業倫理、コンプライアンスの徹底に努め、また、収益力を高めることにより、事業の継続的発展と顧客・株主・従業員・社会などステークホルダーへの還元をはかってまいります。

(2) 経営戦略、経営環境及び優先的に対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、景気は急速に減速しており、しばらくこの感染症の影響が続き、景気はさらに下振れする恐れがあります。

このような状況の中、当社企業グループは、まずこの感染症拡大防止に向け、従業員の勤務は、テレワークが困難で出社が必要な場合は、時差出勤・輪番交代を推進しております。また、各事業所に赤外線機器（当社企業グループ工場で製造）を設置し、従業員のほか、ご来訪者様の入館の際に体表面温度の確認をお願いしております。

一方、当社企業グループは、政府が事業継続を求める①国防に必要な製品の製造、②マスク等の医療関連製品の製造に関わる製品（接合機器）の製造、③赤外線機器の供給を通じ、社会基盤の維持に不可欠な製品の製造を担っている事業者と認識しております。特に赤外線機器につきましては、工場、データセンター、ホテル等からスクリーニング（発熱者のチェック）用として多くの問い合わせをいただいております。部品の確保、生産体制の強化に努め、一日でも早く製品を届けることで安全で豊かな社会の実現に貢献してまいります。

この喫緊の課題に全社を挙げて取り組むとともに、収益力向上のため、以下の施策を推進してまいります。

情報システム

これまで注力していたQCD（品質、コスト、納期）の改善活動は、一定の成果があることから、今後も継続展開してまいります。これに加え、受注時から粗利益の最大化を目指し、受注前に製品仕様の詳細を決定するなどのリスク低減への取り組みを強化し、収益力の向上をはかってまいります。

電子機器（接合機器）

新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様への訪問等の営業活動に支障が生じておりますが、そのような中でも5G関連市場での需要は拡大しております。ターゲットを絞って最適なアプリケーションを提案するとともに、プロモーションの工夫や製品の開発・改良に努め、収益力の向上をはかってまいります。

電子機器（赤外線機器）

まずは、新型コロナウイルス感染症の流行により需要が拡大しているスクリーニング用の製品供給に国産メーカーとして応えるため、体制強化をはかってまいります。また、他社との連携により市場毎の拡販やスクリーニングの付加価値を高めるとともに、製品の開発・改良に努め、収益力の向上をはかってまいります。

当社は、2020年4月におかげさまで創立60周年を迎えました。極めて厳しい景気動向ではありますが、上記の諸施策を徹底推進することにより収益力の向上をはかり、早期復配を目指して全社一丸となって邁進する所存であります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社企業グループが関連する宇宙・防衛市場では、防衛省の海外調達増加により国内調達が今後も低調に推移することが予想されるとともに、民需市場では、米中貿易摩擦に加えて新型コロナウイルス感染症拡大により、景気回復の時期が不透明な状況となっております。そのような中で、当社企業グループでは、収益力の向上と電子機器の売上伸長により、2021年3月期の業績は、売上高180億円、営業利益3億50百万円を見込んでおります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、当社企業グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があり、顕在化の可能性が一定程度あると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日（2020年6月24日）現在において判断したものであります。また、以下の記載事項は、当社企業グループの事業等に関するリスクすべてを網羅するものではないことをご留意ください。

また、当社企業グループのリスク管理体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 ④リスク管理体制の整備の状況」に記載しております。経営会議における審議を経て、以下のリスクのうち、＜市場・事業運営に関するリスク＞「(9)災害・感染症等の影響について」、＜コンプライアンス等に関するリスク＞「(1)従業員等による不法行為、違法行為等について」に記載の不正会計の発生について及び＜コンプライアンス等に関するリスク＞「(3)情報セキュリティについて」を2020年度の重点リスクに設定し、当該リスクへの対策をとることとしております。

＜市場・事業運営に関するリスク＞

(1) 顧客の需要動向等による影響について

当社企業グループの情報システムについては、宇宙・防衛等の官公庁向けであるため、官公庁の需要動向に影響されます。特に中期防衛力整備計画の規模及び内容は、当社の防衛関連製品に中期的に影響を及ぼす可能性があります。また、電子機器については、国内外の一般企業向けであるため、顧客の設備投資の需要動向に影響されます。特に海外市場の動向等に想定を超える変化が生じた場合、当社企業グループの電子機器製品の業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、顧客の需要動向を注視し、予算に織り込むなどの対応を行っていますが、こうした顧客の需要動向等に想定を超える変化が生じた場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 日本電気株式会社との関係

当社の主要な顧客である日本電気株式会社は2020年1月31日まで当社の親会社でありました。当社は、日本電気株式会社の連結子会社でなくなることに伴い、同社との間で、当社と同社企業グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ITシステムの取り扱い、人事交流等に関する両者間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。当社企業グループは、情報システム製品における独自の技術力により、防衛関連製品に関して連携をとっておりますが、日本電気株式会社の事業展開方針の変更によっては当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 価格競争について

当社企業グループが事業を展開するエレクトロニクス業界において競争が激化しており、特に電子機器製品は激しい価格競争にさらされております。当社企業グループではコストダウンを進めるとともに、高付加価値新製品の継続的な投入により市場競争力の維持・向上に努めておりますが、価格競争のさらなる激化や長期化が生じた場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) たな卸資産等の処分について

当社企業グループは、設計、資材調達から生産・出荷までのプロセス改善活動によりリードタイムの短縮等に努めております。しかしながら、情報システム製品については長期にわたる製品ライフサイクルに対応するための保守部品等の在庫、電子機器製品については需要動向の急激な変化等による在庫が発生することが想定されます。これらの在庫が陳腐化した場合、たな卸資産等の評価損や処分により当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 技術革新への対応について

エレクトロニクス業界は、技術の急速な進歩とそれに伴いユーザーのニーズやウォンツも急速に変化しております。当社企業グループではユーザーのニーズやウォンツに対応し、競争力を維持・向上して事業を成長していくために意欲的な新製品開発を継続して実施しております。しかしながら、当社企業グループの努力を上回る速度での技術革新、ユーザーのニーズやウォンツの変化が生じた場合、当社企業グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(6) 品質管理等について

当社企業グループは、厳格な品質管理の下に製品を製造しておりますが、製品に欠陥が生じないという保証は無く、欠陥の発生によりリコールの対象となる可能性や製造物責任を負う可能性は否定できません。製造物責任についてはPL保険に加入しているものの、状況によっては当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保・育成

当社企業グループでは、競争力ある製品を開発、製造及び販売するため、優秀な人材を確保・育成し続ける必要があります。このため積極的な採用・人材育成に努めています。しかしながら、必要な人材を確保・育成できない場合、当社企業グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 環境問題について

当社企業グループの事業は、有害物質の使用及び取り扱い、廃棄物処理、製品含有化学物質、土壌・地下水汚染の規制等を目的とした様々な環境法令の適用を受けており、環境方針に従って日常的な点検等を実施するなど、法令及び政府当局の指針の遵守に努めております。しかしながら、将来、より厳格化する環境規制への対応等により、当社企業グループの業績、財務状況及びレピュテーションに影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害・感染症等の影響について

当社企業グループでは、大規模地震等の自然災害、新型インフルエンザの流行等に備え事業継続計画（BCP）を策定し、安全確保・安否確認、事業の早期復旧、経営データの他地域へのバックアップ等の対策を進めております。しかしながら自然災害等による生産拠点の直接被害の他、原材料購入先・外注先の被害や流通網・供給網の混乱による操業の中断、生産・出荷の遅延等が発生する可能性があります。更に復旧対応のための費用支出等により、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等については、次のとおりです。

（事業活動への影響）

新型コロナウイルス感染症については、その収束時期が不透明なため今後の事業活動への影響予測は難しいものとなっております。しかしながら、情報システムは防衛関連製品が中心のため安定しており、電子機器は主に赤外線機器で感染拡大防止のためのスクリーニング需要が増加しております。

これらにより、新型コロナウイルス感染症拡大による当社企業グループにおける2021年3月期の業績に与える影響は、お客様への訪問等の営業活動への支障や、部品入手に支障をきたすおそれがあるものの限定的なものと考えております。一方で、今後事態が長期化又は更なる感染拡大が進行した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえて、BCP（事業継続計画）の見直しを行ってまいります。

（感染リスクの低減）

テレワークや時差出勤の推奨、業務体制の見直し及び社内外の会議はWeb会議等の活用を推進するとともに、各事業所には赤外線サーモグラフィ（当社企業グループ工場で製造）を設置し、従業員のほか、ご来訪者様にも入館の際に体表面温度の確認をお願いする等、感染リスクの低減に努めております。

<コンプライアンス等に関するリスク>

(1) 従業員等による不法行為、違法行為について

当社企業グループは、企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「A v i oグループ企業行動憲章」及び「A v i oグループ行動規範」の徹底、教育等により従業員等のコンプライアンス意識向上をはかっております。しかしながら、これらにより従業員等による業務上の不法行為、違法行為等の発生の可能性がなくなるものではありません。従業員等による不法行為、違法行為等が発生し、第三者に対する損害賠償請求、営業停止・取引停止処分等を受けた場合、当社企業グループの業績及び社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権について

当社企業グループは、他社と差別化できる技術とノウハウの蓄積に努めており、自社が保有する技術等については特許権等の取得による保護をはかるほか、他社の知的財産権に対する侵害がないようリスク管理に取り組んでおります。しかしながら、当社企業グループの知的財産権を無視した類似製品の出現、当社企業グループの認識していない知的財産権の存在又は成立によって当該第三者より損害賠償等の訴訟を起こされる可能性もあります。これらの結果、当社企業グループの業績、財務状況及び社会的評価に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティについて

当社企業グループは、「A v i o情報セキュリティ基本方針」に基づき、全従業員向けの情報セキュリティ教育の定期的な実施を含む情報セキュリティ対策を徹底し、事業遂行の過程で入手する多数の個人情報や機密情報の流出防止には細心の注意を払って管理しております。また、近年はサイバー攻撃の増加が想定され、防衛関係企業への不正アクセスが公表されるなど、情報セキュリティのリスクが高まっております。そのため、予想を超えるサイバー攻撃などの予期せぬ事態により情報の流出・漏洩が発生した場合には、社会的信用の低下や、その対応に要する多額の費用負担が、当社企業グループの業績、財務状況及びレピュテーションに影響を及ぼす可能性があります。

<財務・会計に関するリスク>

(1) 資金の調達について

当社企業グループは、当社企業グループの財務状況を定期的に管理し、健全な財務状況の維持に努めております。しかしながら、当社が締結している借入金契約の一部には、財務上の特約が付されているものもあり、当該特約に抵触した場合には、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産について

当社企業グループが現在計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異に関するもので、すべて将来の課税所得を減額する効果を持つものです。市況の後退や経営成績の悪化などの事象により、当社企業グループが現在計上している繰延税金資産の全額又は一部について回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産の取崩しにより、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務について

当社企業グループは、確定給付企業年金に関するガイドラインを定め、財務に関する専門知識を有する人材を年金資産の運用責任者として選任しております。運用方針については、年金事務局会議等での議論を経て、決定しております。実際の運用については、運用方針に基づいて信託銀行等に委託しております。しかしながら、当社企業グループの年金資産の市場価値や運用利回りの変動、将来の予想退職給付債務の計算の根拠となる数理計算上の前提の変更、また将来の年金制度や会計基準の変更があった場合、当社企業グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替相場の変動について

当社企業グループでは、外貨建ての案件を一部取り扱っており、為替相場の変動リスクを低減するために円建てによる取引を交渉するなどの対応を行っております。しかしながら、急激な為替相場の変動により、当社企業グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社企業グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善は続いたものの、消費税率引き上げによる消費者マインドへの影響や米中貿易摩擦等により先行き不透明な状況で推移していました。年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により経済活動が抑制され、景気は急速に減速しました。

当社企業グループを取り巻く事業環境は、宇宙・防衛市場では、引き続き防衛省の海外調達が増加し、国内調達は低調に推移しました。民需市場では、上半期は情報機器向けが低迷したものの、下半期になり海外からの需要や新型コロナウイルス感染症対策関連の需要が増加しました。

このような状況の中で、当社企業グループは、原価改善及び諸経費削減に努めるとともに赤外線機器の需要増加に対応するため体制強化をはかりました。

この結果、連結売上高は前連結会計年度比 6 億54百万円減少の168億 5 百万円（前期比3.8%減）となりましたが、連結損益は原価改善及び諸経費削減に努めたことから、営業損益は前期比 1 億53百万円改善の83百万円の利益、経常損益は前期比 1 億81百万円改善の25百万円の利益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度は事業終息した山梨アビオニクス株式会社（2018年10月 1 日付で当社が吸収合併）の敷地の一部の東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）への譲渡に係わる特別損益と、繰延税金資産の回収可能性見直しに伴う繰延税金資産の取崩し等による法人税等調整額の計上があったものの、当連結会計年度はこれらが減少し、営業損益及び経常損益の改善等により前期比54百万円改善の76百万円の利益となりました。

また、剰余金の配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案して、まことに遺憾ながら普通株式、第 1 種優先株式及び第 2 種優先株式のいずれについても無配とさせていただきました。

セグメントの状況は、次のとおりであります。

情報システム

情報システムは、防衛省の国内調達が低調に推移している影響がある中で、表示・音響関連装置が堅調に推移し、売上高は増加しました。セグメント損益は、売上高の増加、原価低減活動の推進及び前連結会計年度にあった不採算案件が減少したことから改善しました。

この部門の当連結会計年度の売上高は、119億20百万円（前期比2.4%増）となりました。セグメント損益は、前期比92百万円改善の 1 億13百万円の利益となりました。

電子機器

電子機器は、赤外線機器は年明け以降新型コロナウイルス感染症対策としてスクリーニング需要が高まり、売上高は増加しました。一方、接合機器は下半期になり 5 G（第 5 世代移動通信システム）関連市場の伸長に伴う海外向け受注高の増加により受注残高は積み上がったものの、上半期のスマートフォン等の情報機器向けの低迷及び自動車市場向けの低迷により売上高は減少しました。セグメント損益は原価改善及び諸経費削減に努めたものの、売上高の減少により悪化しました。

この部門の当連結会計年度の売上高は、48億84百万円（前期比11.2%減）となりました。セグメント損益は、前期比60百万円悪化の29百万円の損失となりました。

なお、従来記載していました「プリント配線板」は前連結会計年度に事業終息しました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ8億66百万円減少し、23億50百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」

営業活動の結果使用した資金は、11億23百万円となりました。これは主に未払金の減少によるものであります。前年同期比では税金等調整前当期純利益減少等により38億60百万円減少しております。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

投資活動の結果使用した資金は、1億63百万円となりました。これは主に有形固定資産取得による支出によるものであります。

前年同期比では、有形固定資産の売却による収入が減少したこと等により34百万円使用が増加しております。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

財務活動の結果獲得した資金は、4億19百万円となりました。これは主に借入金を借入れたことによる収入によるものであります。

前年同期比では、借入金の借入を実施したこと等により18億5百万円収入が増加しております。

なお、当連結会計年度末における借入金残高は、前連結会計年度末に比べ4億20百万円増加し、57億60百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

セグメントごとの「生産、受注及び販売の実績」を示すと次のとおりであります。

(a) 生産実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	前年同期比 (%)
情報システム	11,889	102.2
電子機器	4,752	85.7
プリント配線板	—	—
計	16,641	96.9

(注) 消費税等抜きの販売価格によって表示しております。

(b) 受注実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
情報システム	10,410	90.9	6,359	80.8
電子機器	5,807	116.8	2,079	179.7
プリント配線板	—	—	—	—
計	16,217	98.7	8,438	93.5

(注) 消費税等抜きの販売価格によって表示しております。

(c) 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	前年同期比 (%)
情報システム	11,920	102.4
電子機器	4,884	88.8
プリント配線板	—	△100.0
計	16,805	96.2

(注) 1. 消費税等抜き価格によって表示しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
日本電気株	5,076	29.1	4,965	29.5
富士通株	2,666	15.3	3,254	19.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社企業グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社企業グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、第5「経理の状況」1.

「連結財務諸表等」(1) 連結財務諸表 注記事項 の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における経営成績等の状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社企業グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりです。

(工事進行基準)

進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約(受注制作のソフトウェアを含む)については、工事進行基準を適用しております。適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要があります。工事進行基準による収益計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの連結会計年度末における見積値を使用しておりますが、工事契約等の見積値算定にあたっては、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、当社企業グループの業績を変動させる可能性があります。

(繰延税金資産)

当社企業グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

新型コロナウイルス感染症については、その収束時期が不透明なため今後の事業活動への影響予測は難しいものとなっております。しかしながら、情報システムは防衛関連製品が中心のため安定しており、電子機器は主に赤外線機器で感染拡大防止のためのスクリーニング需要が増加しております。

これらにより、お客様への訪問等の営業活動への支障や、部品入手に支障をきたすおそれがあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大による当社企業グループにおける翌連結会計年度以後の業績に与える影響は限定的なものとして仮定し、当連結会計年度の会計上の見積りを行っております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 概要

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善は続いたものの、消費税率引き上げによる消費者マインドへの影響や米中貿易摩擦等により先行き不透明な状況で推移していました。年明け以降、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により経済活動が抑制され、景気は急速に減速しました。

当社企業グループを取り巻く事業環境は、宇宙・防衛市場では、引き続き防衛省の海外調達が増加し、国内調達は低調に推移しました。民需市場では、上半期は情報機器向けが低迷したものの、下半期になり海外からの需要や新型コロナウイルス感染症対策関連の需要が増加しました。

このような状況の中で、当社企業グループは、原価改善及び諸経費削減に努めるとともに赤外線機器の需要増加に対応するため体制強化をはかりました。

(b) 売上高

売上高は、168億5百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

情報システムの売上高は、防衛省の国内調達が低調に推移している影響がある中で、表示・音響関連装置が堅調に推移したことから、売上高は119億20百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

電子機器の売上高は、赤外線機器は年明け以降新型コロナウイルス感染症対策としてスクリーニング需要が高まり、売上高は増加しました。一方、接合機器は下半期になり5G（第5世代移動通信システム）関連市場の伸長に伴う海外向け受注高の増加により受注残高は積み上がったものの、上半期のスマートフォン等の情報機器向けの低迷及び自動車市場向けの低迷したことから、売上高は48億84百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

(c) 売上総利益

売上総利益は、原価率が改善したことにより39億78百万円（前年同期比2.5%増）となり、売上総利益率は23.7%となりました。

(d) 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、前年同期比54百万円減少の38億95百万円となりました。

この結果、原価改善及び諸経費の削減に努めたことから、営業利益は83百万円となりました。

(e) 営業外損益、経常利益

営業外損益は、前年同期比27百万円改善の57百万円の損失となりました。

この結果、経常利益は25百万円となりました。

(f) 親会社株主に帰属する当期純利益

前連結会計年度は、事業終息した山梨アピオニクス株式会社（2018年10月1日付で当社が吸収合併）の敷地の一部の東海旅客鉄道株式会社への譲渡に係わる特別損益と、繰延税金資産の回収可能性見直しに伴う繰延税金資産の取崩し等による法人税等調整額の計上があったものの、当連結会計年度はこれらが減少し、営業損益及び経常損益の改善等により前年同期比54百万円改善の76百万円の利益となりました。

③ 資本の財源及び資金の流動性

(契約債務)

2020年3月31日現在の契約債務の概要は次のとおりであります。

契約債務	年度別要支払額（百万円）				
	合計	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
短期借入金	3,120	3,120	—	—	—
長期借入金	2,640	880	1,760	—	—

上記において、連結貸借対照表の短期借入金に含まれている1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(財政政策)

当社企業グループは、情報システム、電子機器の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しており、借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。

なお、借入金のうち、コミットメントライン契約については、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

(a) 資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ16億75百万円減少の248億16百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ16億56百万円減少し、173億18百万円となりました。これは主に現金及び預金が減少したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べ19百万円減少し、74億98百万円となりました。これは主に有形固定資産が減少したことによるものであります。

(b) 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ17億83百万円減少の156億79百万円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ4億64百万円減少し、91億35百万円となりました。これは主に未払金が減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ13億18百万円減少し、65億43百万円となりました。これは主に長期借入金が減少したことによるものであります。

なお、当連結会計年度末における借入金残高は前連結会計年度末に比べ4億20百万円増加し、57億60百万円となりました。

(c) 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ1億7百万円増加し、91億37百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

(d) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

(日本電気株式会社との契約)

当社は、日本電気株式会社との連結子会社ではなくなることに伴い、2019年7月31日付で、同社との間で、当社と当社企業グループとのパートナーシップを維持することを目的とした「取引継続に関する覚書」と、ITシステムの取り扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的とした「継続的連携に関する覚書」を締結しております。

「取引継続に関する覚書」の当初有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までであり、その後は3年ごとの自動更新となっております。「継続的連携に関する覚書」の有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までとなっております。

(技術導入契約)

契約締結先	内容	契約発効日	契約期限
Lockheed Martin Corporation (米国)	情報表示装置等の製造に関する技術	2010年12月14日	2020年8月31日

(注) 上記については、ロイヤリティとして正味販売価格に対する一定率を支払うこととなっております。

5 【研究開発活動】

当社企業グループは、独自のエレクトロニクス技術とシステム技術をもとに、新しい価値を創造することを目指し、先端技術分野での基礎研究、応用研究をはじめとして、事業運営に直結した新技術、新製品の開発を行っております。

現在の研究開発活動は主に情報システム及び電子機器の技術部門により進めております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、280百万円であり、主な研究内容は以下のとおりであります。

(1) 空中物件等を検知するための画像処理技術の研究

本研究は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト（DRESSプロジェクト）」における研究開発項目「無人航空機の衝突回避技術の開発(1)非協調式SAAの研究開発」のうち、「電波・光波センサ統合技術の開発」の一環として実施しているものです。当社企業グループは、光波センサ（可視カメラ）を用いた相対する飛行物体の検知・識別を担当しております。

当連結会計年度においては、前年度までに抽出した問題点について対策を講じました。周囲環境（日照、天候、地上構造物等）に伴う問題点については、各要素の検出特徴を考察し、それぞれの特徴に合った抽出方法を確立することにより、飛行物体の分類に成功いたしました。また、光波センサが出力する目標情報について、時系列に検出された同一目標を同定及び管理することにより、安定した値を出力するよう改善いたしました。

これらの対策をもとに、福島県南相馬市においてNEDO及び参画している各社と共同で、光波センサやレーダーなどを搭載した中型の無人航空機が40km/h程度で飛行し、正面から60km/h程度で前進飛行してくる有人ヘリコプターを探知し、自律的に衝突を回避する飛行試験を行いました。この衝突回避システムの実証試験において、光波センサが出力する検知・識別結果により脅威機を回避することに成功いたしました。

(2) 超音波ハンドウェルダ「HW-Dシリーズ」の開発

近年、情報機器の高機能化や自動車の電動化が進み、それらに搭載される部品は小型・軽量に加えて耐久性や信頼性が重要視され、製造の難易度が上がっております。また、確かなものづくりを実現するために製造における品質管理がより一層求められております。

このたび当社企業グループでは、樹脂部品の二次加工（溶着）の品質向上と生産タクト短縮を実現した超音波ハンドウェルダ「HW-Dシリーズ」5機種を開発いたしました。本製品は、最新のデジタル制御による高速安定溶着性能と充実した品質管理機能を有する小型ハンディタイプの超音波溶着機です。手作業による運用だけでなく、外部インターフェースを充実させ自動機への搭載も可能とし、幅広いニーズに対応できるようにしました。

当社企業グループ独自の超音波発振周波数自動追尾技術であるデジタルATHMOS方式を採用し、加圧した状態からでも立ち上がり早くロスが少ない振幅制御の実現により、ボスカシめなど樹脂部品の溶着を短時間かつ安定的に行い生産性向上に貢献します。また、従来の超音波溶着機では困難であった細いボスカシめやリブの樹脂かしめに対応できる当社初となる高周波数（60kHz、最高出力200W）モデルもラインアップしており、本シリーズにより、エレクトロニクス製品組立の樹脂かしめ、不織布（マスク）の溶着、ゴムの切断（カッターとしても使用可能）など、より一層多様なシーンで最適な溶着が提供可能となりました。

(3) 赤外線サーモグラフィカメラ「監視システム標準パッケージ」の開発

近年、高度経済成長期に建設されたプラントの老朽化が進み、工場がより複雑化したため火災・爆発事故が増加しており、安心・安全への要求から事故の未然防止は重要性を増しております。また、製造業を中心とした品質管理とトレーサビリティ強化が、ますます重要となっております。一方で、少子高齢化に伴う熟練者の退職と労働人口の減少などにより、管理の効率化や自動化が課題となっております。このような市場背景に基づき、安心・安全で確かな“ものづくり”に貢献するために、赤外線サーモグラフィによる「監視システム標準パッケージ」を開発いたしました。

本製品は、サーモカメラ・コントローラ・ハウジング等のハードウェアに、用途ごとに最適化された専用ソフトウェアを組み合わせ、パッケージ化しました。ネットワーク接続により集中監視やデータの蓄積、課題対策へのフィードバックなど、高度な監視・管理をより効率的に実現します。標準パッケージとして、下記の3つのモデルを開発いたしました。

- ①プロセスコントロールシステム：製造番号等を登録しながらサーモグラフィの測定結果をエビデンスとして管理するシステム。用途は、金型成型、機械加工、電子部品、食品等の品質管理等。
- ②発火監視システム：プラント等の広域なエリアの異常温度の監視を可能とし、火災事故の早期発見と初期消火活動を支援するシステム。用途は、燃料・原料ヤード、ごみピット、産業廃棄物などの発火監視等。
- ③防爆型監視システム：耐圧防爆構造のサーモカメラにより、防爆エリア内の設備や化学物質を集中監視し、異常な発熱を検知すると警報を出力、事故を未然に防止するシステム。用途は、化学プラントや石油・石炭サイロなどの防爆エリアの監視等。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社企業グループでは、グループ全体で189百万円の設備投資を行い、その主なものは情報システム用生産設備の増強等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社企業グループの当連結会計年度末における主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
横浜事業所 (神奈川県横浜市瀬谷区)	情報システム 他	生産設備 その他設備	256	37	41	3,285 (27,048)	3,620	424
新横浜事業所 (神奈川県横浜市都筑区)	電子機器	生産設備	63	6	64	- (-)	133	167
本社 (東京都品川区)	その他	その他設備	6	0	3	- (-)	10	77
西日本支店他 (大阪府大阪市淀川区他)	電子機器他	その他設備	7	0	7	259 (21,908)	274	23

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	合計 (百万円)	
福島アビオニクス㈱	福島県 郡山市	情報システム	生産設備	253	6	13	302 (27,522)	576	84

(注) 1. 帳簿価額は建設仮勘定を除いており、消費税等抜きの金額であります。

2. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借又はリース料 (百万円)
本社 (東京都品川区)	その他	本社ビル (賃借)	77	50
新横浜事業所 (神奈川県横浜市都筑区)	電子機器	事業所建物 (賃借)	167	77

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

① 提出会社

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 横浜事業所	神奈川県 横浜市	情報システム 他	生産設備	427	—	自己資金	2020年4月	2021年3月	(注) 2

(注) 1. 消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

② 国内子会社

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
福島アビオニクス㈱	福島県 郡山市	情報システム	生産設備	48	—	自己資金	2020年4月	2021年3月	(注) 2

(注) 1. 消費税等抜きの価格で表示しております。

2. 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

① 提出会社

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

② 国内子会社

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,600,000
第1種優先株式	4,000,000
第2種優先株式	1,500,000
計	8,000,000(注)

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式7,600,000株、第1種優先株式4,000,000株及び第2種優先株式1,500,000株であり、合計は13,100,000株となりますが、発行可能株式総数は、8,000,000株とする旨を定款に規定しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,830,000	2,830,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
第1種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	800,000	800,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 1、2、3、7
第2種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	1,500,000	1,500,000	非上場	単元株式数 100株 (注) 4、5、6、7
計	5,130,000	5,130,000	—	—

(注)

1. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は以下のとおりであります。

- (1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
- (2) 取得価額の修正の基準及び頻度
 - ① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値
 - ② 修正の頻度：毎年4月1日
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 取得価額の下限：1,130円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：707,964株(2020年3月31日現在における第1種優先株式の発行済株式総数800,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の25.0%)
- (4) 当社の決定により第1種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

2. 第1種優先株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
取決めはありません。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容
取決めはありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
取決めはありません。

3. 第1種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2)①に定める第1種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される利益配当金（以下、「第1種優先株式配当金」という。）を支払うものとする。ただし、当該事業年度において下記に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第1種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第1種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第1種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.0%)

「日本円TIBOR」とは、2003年10月1日（配当起算日）及びそれ以降の毎年4月1日（以下第1種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第1種優先株式配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第1種優先株式配当算出基準日とする。第1種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））を日本円TIBORに代えて用いるものとする。

③ 優先中間配当金の額

1株あたりの優先中間配当金の額は、第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額とする。

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額（以下、「第1種優先株式中間配当金」という。）を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第1種優先株主は、2006年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の当期末残高から、当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、当社が下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。当社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、2006年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利

第1種優先株主は、2010年4月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下、「第1種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、2010年4月1日における普通株式の時価とする。当該時価が113円（以下、「第1種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が2010年4月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7.(2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2010年4月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、2011年4月1日以降毎年4月1日（以下、「第1種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第1種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第1種転換価額修正日までに、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各第1種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{新規発行} & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\quad}{\quad} & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \frac{\text{既発行株式数} + \quad}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} & & \text{1株当たり時価} \end{array}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第1種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引き換えに} \\ \text{交付すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1種優先株主が転換請求のために提出した第1種優先株式} \\ \text{の払込金額総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の特質は以下のとおりであります。

(1) 当会社普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

① 修正の基準：下記修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値

② 修正の頻度：2018年以降毎年10月1日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限：690円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：

2,173,913株（2020年3月31日現在における第2種優先株式の発行済株式総数1,500,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の76.8%）

(4) 当社の決定により第2種優先株式の全部の取得を可能とする条項が設定されております。

5. 第2種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者との間の取決めの内容

取決めはありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

取決めはありません。

6. 第2種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 議決権

後記(2)①に定める第2種優先株主は、株主総会において議決権を有さない。

(2) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式を有する株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下、「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記③に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

② 優先配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、2012年10月1日(配当起算日)及びそれ以降の毎年10月1日(以下、「第2種優先株式配当算出基準日」という。)現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である2012年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

③ 優先中間配当金の額

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下、「第2種優先株式中間配当金」という。)を支払う。

④ 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

当社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。また、当社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 取得請求権

第2種優先株主は、2015年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下、「取得請求日」という。)において、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社が前記3.(6)に定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記(6)及び(7)において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(6) 取得条項

当社は、2015年7月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 消却

当社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(8) 普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、2017年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下、「第2種転換請求」という。）することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、2017年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が690円（以下、「第2種下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記③に規定の転換価額の調整の要因が2017年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記③の規定に準じて同様な調整をするものとする。なお、2017年10月1日付の株式併合にともなう調整後下限転換価額は、後記7. (2)のとおり調整された。

上記「時価」とは、2017年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、2018年10月1日以降毎年10月1日（以下、「第2種転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が上記①の規定の第2種下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が第2種転換価額修正日まで、下記③により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各第2種転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

第2種優先株式発行後、時価を下回る金額で新たに普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の場合には、転換価額を以下に定める算式により調整するものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしております。

(10) 議決権を有さないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

7. 2017年6月23日開催の第67期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に基づき、普通株式につき10株を1株の割合で併合を行っておりますので、この株式併合の効力発生日（2017年10月1日）をもって、第1種優先株式及び第2種優先株式の転換価額及び下限転換価額を以下のとおりとしております。

(1) 転換価額

① 第1種優先株式の修正転換価額

第1種優先株式発行要項に従い計算される2017年4月1日における普通株式の時価（当該時価が113円を下回る場合には、113円）に10を乗じた額といたします。

② 第2種優先株式の当初転換価額

定款及び第2種優先株式発行要項に従い計算される2017年10月1日における普通株式の時価（当該時価が69円を下回る場合には、69円）に10を乗じた額といたします。

(2) 下限転換価額

各優先株式の下限転換価額は次のとおり調整いたします。

株式名	調整前下限転換価額 (2017年9月30日まで)	調整後下限転換価額 (2017年10月1日以降)
日本アビオニクス株式会社 第1種優先株式	113円	1,130円
日本アビオニクス株式会社 第2種優先株式	69円	690円

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

権利行使されたものはありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2017年10月1日 (注1)	△25,470,000	5,130,000	-	5,895	-	750
2018年6月27日 (注2)	-	5,130,000	-	5,895	△750	-

(注) 1. 2017年6月23日開催の第67期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議により、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 2018年6月26日開催の第68期定時株主総会の決議により、2018年6月27日付で、資本準備金750百万円の全額を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。さらに、資本準備金振替後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	5	24	24	11	6	2,901	2,971	—
所有株式数（単元）	—	1,129	835	14,334	781	8	11,133	28,220	8,000
所有株式数の割合（%）	—	4.00	2.96	50.79	2.77	0.03	39.45	100	—

（注） 自己株式 6,062株は「個人その他」に60単元、「単元未満株式の状況」に62株をそれぞれ含めて記載しております。

② 第1種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	8,000	—	—	—	8,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100	—	—	—	100	—

③ 第2種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	15,000	—	—	—	15,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本電気株式会社	東京都港区芝5丁目7-1	2,300	44.89
NAJホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 明治 安田生命ビル15階	1,415	27.62
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	44	0.86
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	29	0.58
高橋 和夫	東京都三鷹市	28	0.55
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイ ス証券株式会社)	1 RAFFLES LINK, #03/#04-01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE 039393 (東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガ ーデントワー)	26	0.51
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	24	0.49
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	21	0.43
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	125 LONDON WALL LONDON BC2Y5AJ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決 済事業部)	21	0.41
上原昭夫	東京都葛飾区	19	0.37
國賀正章	兵庫県神戸市灘区	19	0.37
計	—	3,946	77.08

(注) 所有株主に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
NAJホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 明治 安田生命ビル15階	14,151	50.25
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	441	1.57
日本アビオニクス従業員持株会	神奈川県横浜市瀬谷区本郷2丁目28-2	299	1.06
高橋和夫	東京都三鷹市	282	1.00
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUITY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイ ス証券株式会社)	1 RAFFLES LINK, #03/#04-01 SOUTH LOBBY, SINGAPORE 039393 (東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガ ーデンタワー)	262	0.93
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	249	0.88
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	218	0.77
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	125 LONDON WALL LONDON BC2Y5AJ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決 済事業部)	212	0.75
上原昭夫	東京都葛飾区	190	0.67
國賀正章	兵庫県神戸市灘区	190	0.67
計	—	16,494	58.57

- (注) 1. 前事業年度末において主要株主であった日本電気株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。
2. 前事業年度末において主要株主でなかったNAJホールディングス株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 800,000	—	(注) 1
	第2種優先株式 1,500,000	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 6,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,816,000	28,160	—
単元未満株式	普通株式 8,000	—	(注) 2
発行済株式総数	5,130,000	—	(注) 1
総株主の議決権	—	28,160	—

(注) 1. 内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載のとおりであります。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が62株含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本アビオニクス(株)	東京都品川区西五反田八丁目1番5号	6,000	—	6,000	0.12
計	—	6,000	—	6,000	0.12

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	80	97,020
当期間における取得自己株式	10	27,910

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	6,062	—	6,072	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当する優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項と認識しており、企業体質の強化を図りながら、各事業年度の業績等を総合的に勘案して、安定的かつ適正な配当を継続していくことを方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案して、誠に遺憾ながら普通株式配当金、第1種優先株式配当金及び第2種優先株式配当金は無配とさせていただきました。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

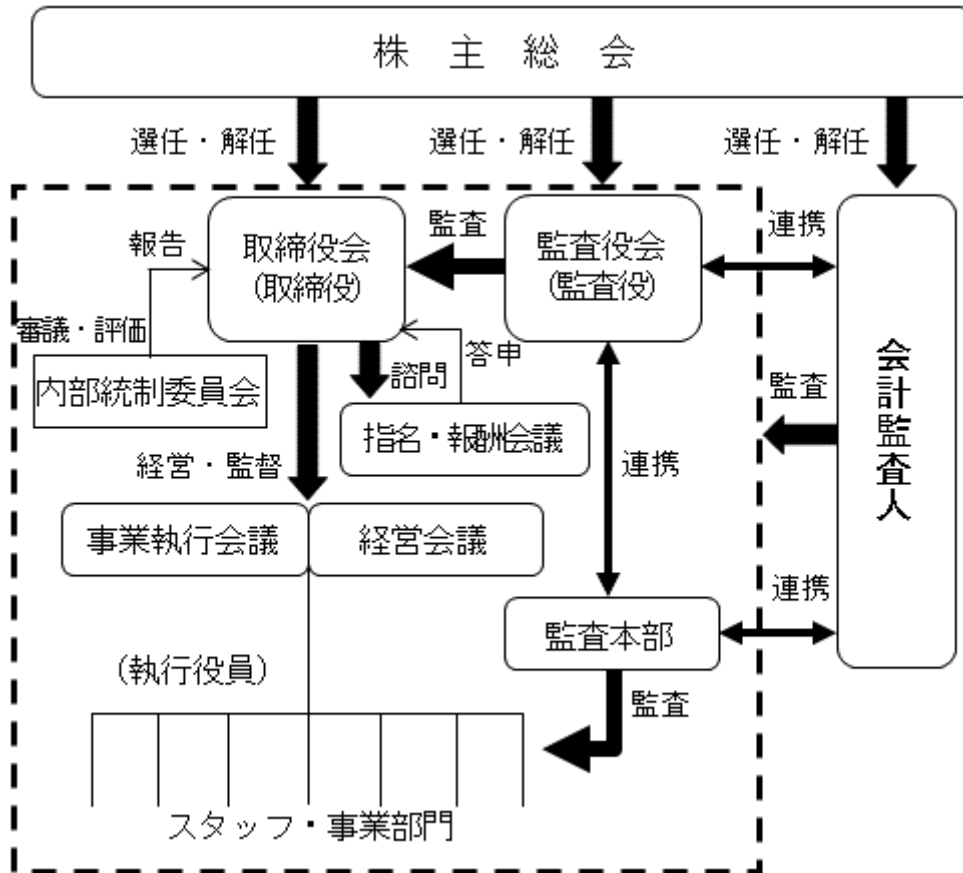
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンス体制を構築し、公正、透明な企業活動を推進することが企業価値を増大させ継続的な事業の発展を可能とすると考え、コーポレート・ガバナンスを重要事項として認識しております。また、スピーディな意思決定、適切な情報開示を通して経営の透明性と健全性の確保に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び採用の理由

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び採用の理由

- ・当社は取締役会を設置し、また監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営の監督と執行を分離し、経営責任の明確化及び迅速な意思決定を機動的かつ効率的に行っております。
- ・当社は経営に関する重要事項について、社外取締役4名を含む取締役6名で構成される取締役会において、社外監査役3名も出席し、十分討議の上、意思決定を行っております。また、取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、当社企業グループの事業運営に関して迅速な意思決定及び機動的かつ効率的な職務執行を推進しております。この体制は、取締役会による執行状況の監督機能、取締役会を含めた執行全般に対する監査役及び監査役会による監査機能によりコーポレート・ガバナンスが十分機能していると考えているため、採用しております。また、あわせて取締役の任期を1年に短縮し、経営責任の明確化を図るとともに経営環境の変化に迅速に対応することを可能としております。
- ・取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会規則で定めた重要な業務執行について審議し、決定し、報告を受けております。取締役会の議長は、代表取締役と取締役会規則に定めております。また、監査役会は、定期的で開催する他、必要に応じ随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し決定しております。監査役会の議長は、監査役会の決議により選定される監査役と監査役会規則に定めております。
- ・当社は、取締役の選任及び取締役の報酬等の透明性の向上のため、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬会議を設置しております。議長については、委員の互選により定めることとしており、社外取締役を選任しております。
- ・取締役会の他に、執行役員社長が主催し、執行役員及び幹部社員で構成され、常勤監査役も出席する経営会議を設置し、取締役会へ付議する重要案件を含め当社企業グループの重要事項の審議が行われ、メンバーへの情報の共有を図っております。また、執行役員社長が主催する事業執行会議では、すべての執行役員で構成され、常勤監査役も出席し、予算の進捗状況等について各事業部門が報告を行い、審議を行っております。
- ・当社は、当社企業グループの内部統制の整備・運用状況等の評価のために、執行役員社長を委員長とし、執行役員で構成され、常勤監査役も出席する内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用等を行っております。
- ・当社は、CSR・コンプライアンス担当執行役員を委員長とし、執行役員及び幹部社員で構成され、常勤監査役も出席するCSR・コンプライアンス委員会を設置しております。当社企業グループのCSR・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明及び再発防止について審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善の推進を行っております。
- ・当社の取締役及び監査役の役職及び氏名は、(2) 役員の状況に記載のとおりであります。また、当社の執行役員の役職及び氏名につきましても、(2) 役員の状況の注記に記載のとおりであります。



③ コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

ア. 内部統制システムの整備の状況

- ・当社における企業倫理の確立並びに法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的とした「A v i oグループ企業行動憲章」及び「A v i oグループ行動規範」を周知徹底し、遵守することを基本方針としており、「A v i oグループ企業行動憲章」及び「A v i oグループ行動規範」の遵守のために全社的な活動を展開し、その実施状況等について監査本部が監査を実施し、監査結果に基づいて必要に応じ業務改善等を実行しております。
- ・内部統制システムの整備に必要な社内規程を整備し、法令及び規定に基づいた適切な業務執行を実施しております。
- ・監査役、会計監査人及び監査本部は互いに連携を取り、報告、意見交換、情報の共有等により監査の実効性と効率性を高めております。
- ・当社企業グループにおいては、子会社への役員派遣、子会社業務運営の重要事項に対する当社経営会議の審議及び取締役会付議等を行うとともに、業務の適正確保のための体制構築について日常的に指導・支援を行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役呉文精、延岡健太郎、加藤精彦及び稲垣伸一の4氏並びに社外監査役千原真衣子及び木邨系紀の2氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する金額としております。

ウ. 子会社の業務の適正を確保する体制整備の状況

- ・当社は、子会社に対して、「関係会社管理規程」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
- ・当社は、当社企業グループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、子会社に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行っております。
- ・子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁及び取締役会への付議を行っております。
- ・主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援を行っております。
- ・監査本部は、業務の適正性に関する子会社の監査を行っております。
- ・監査役は、当社企業グループにおける業務の適正の確保のため、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当該子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかっております。

④ リスク管理体制の整備の状況

- ・当社企業グループにおける重要なリスクについては、経営企画本部を主管部門とし、リスク管理規程に基づき、経営会議でその対策について十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会に報告しております。
- ・事業部門及びスタッフ部門は、自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施しております。
- ・経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士・公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析し、対策を検討しております。
- ・当社企業グループの重点リスクを設定し、その対策結果を含めて、経営会議にて議論を行っております。特に重要な案件については、取締役会にも報告しております。
- ・事業部門及びスタッフ部門は、当社企業グループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門及び執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査役に報告する体制をとっております。
- ・監査本部は、各部門のリスク管理体制及びリスク管理体制の実施状況の監査を行っております。

⑤ 取締役の員数

- ・当社は、取締役を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選任決議

- ・当社は、取締役の選任決議に関し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

- ⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項
- ・ 中間配当
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。
- ⑧ 株主総会の特別決議要件
- ・ 当社は、株主総会の円滑な運営を行うため会社法第309条第2項に定める特別決議に関し、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ⑨ 第1種優先株式及び第2種優先株式について議決権を有しないこととしている理由等
- ・ 議決権を有していないこととしている理由は、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員社長	竹内 正人	1964年2月7日生	1986年4月 当社入社 2008年7月 当社ソリューションプロダクツ事業部 長代理就任 2010年5月 当社接合機器事業部長就任 2014年4月 当社執行役員就任 2018年6月 当社取締役就任 2018年7月 当社取締役執行役員常務就任 2019年4月 当社電子機器事業本部長就任 2019年6月 当社代表取締役執行役員社長就任(現 任)	(注)3	普通株式 1,900
取締役 執行役員	山後 宏幸	1965年1月31日生	1987年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画本部経理担当部長就任 2011年7月 当社経営企画本部経理部長就任 2015年7月 当社執行役員 チーフ・フィナンシ ャル・オフィサー (CFO) 就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	普通株式 1,900
取締役会長 非常勤	呉 文精	1956年5月20日生	1979年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入 社 2008年6月 カルソニックカンセイ(株)(現マレリ 株) 代表取締役社長CEO就任 2013年6月 日本電産(株) 取締役副社長執行役員就 任 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員COO就 任 2016年6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 代表取 締役社長CEO就任 2020年1月 日本産業パートナーズ(株) シニアアド バイザー就任(現任) 2020年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)3	普通株式 -
取締役 非常勤	延岡 健太郎	1959年3月15日生	1981年4月 マツダ(株)入社 1999年6月 神戸大学経済経営研究所教授就任 2008年5月 一橋大学イノベーション研究センター 教授就任(現任) 2012年4月 同大学イノベーション研究センター センター長就任 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2018年10月 大阪大学大学院経済学研究科 教授就 任(現任)	(注)3	普通株式 700
取締役 非常勤	加藤 精彦	1951年12月17日生	1974年4月 第二精工舎(株)(現セイコーインスツル 株)入社 2001年4月 同社執行役員就任 2003年4月 同社常務執行役員就任 2003年6月 同社取締役常務執行役員就任 2007年3月 同社取締役専務執行役員就任 2010年11月 セイコープレジジョン(株) 代表取締役 社長就任 2011年1月 セイコークロック(株) 取締役専務執行 役員就任 2013年8月 日本写真印刷(株)(現NISSHA(株)) 専務執 行役員就任 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	普通株式 -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	稲垣 伸一	1960年1月4日生	1983年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行)入社 2000年1月 JPモルガン証券㈱投資銀行部門 ヴァイスプレジデント就任 2000年6月 メリルリンチ日本証券㈱投資銀行部門ディレクター就任 2004年12月 同社投資銀行部門 マネージングディレクター就任 2006年4月 日本産業パートナーズ㈱ マネージングディレクター就任(現任) 2019年5月 同社取締役就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	普通株式 -
監査役 常勤	篠田 亨	1958年1月8日生	1980年4月 日本電気㈱入社 1999年7月 同社法務知財部文書部法務グループマネージャー就任 2005年4月 NECトーキン㈱(現㈱トーキン)総務部 統括マネージャー(法務担当)就任 2011年1月 NEC Asia Pacific Ptd.Ltd., Vice President (アジア大洋州地域 法務・コンプライアンス担当)就任 2015年10月 日本電気㈱法務部エグゼクティブエキスパート就任 2016年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	普通株式 -
監査役 非常勤	千原真衣子	1974年5月3日生	2002年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2008年5月 米国コロンビア大学ロースクール修了(LL.M.) 2011年11月 片岡総合法律事務所入所 2014年1月 同事務所パートナー就任(現任) 2015年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	普通株式 -
監査役 非常勤	木邨 系紀	1955年6月29日生	1979年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行)入社 1993年7月 興銀証券㈱(現みずほ証券㈱)入社 1995年4月 同社テクノロジー部長 2000年10月 みずほ証券㈱ テクノロジー部長 2005年4月 同社情報管理部長 2009年4月 同社執行役員 2011年2月 日本産業パートナーズ㈱ マネージングディレクター兼CFO 2020年4月 同社シニアエグゼクティブ(現任) 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	普通株式 -
計					普通株式 4,500

- (注) 1. 取締役呉文精、延岡健太郎、加藤精彦及び稲垣伸一の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役篠田亨、千原真衣子及び木邨系紀の各氏は、社外監査役であります。
3. 2020年6月24日開催の第70期定時株主総会終結のときから1年。
4. 2020年6月24日開催の第70期定時株主総会終結のときから4年。
5. 2019年6月25日開催の第69期定時株主総会終結のときから4年。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年6月24日現在の取締役兼務者以外の執行役員の役職及び氏名は次のとおりであります。

執行役員常務 上田 勇
 執行役員 橋本 隆
 執行役員 井田 徹
 執行役員 吉井 徹
 執行役員 新屋 明彦
 執行役員 大島 宏之

② 社外役員の状況

- ・ 当社の社外取締役は、呉文精、延岡健太郎、加藤精彦及び稲垣伸一の各氏であります。
呉文精氏は、国際的な大企業の経営者として培った経験や知見を有することから、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。
延岡健太郎氏は、大阪大学大学院経済学研究科の教授であり、経営学をはじめ、顧客価値創造や付加価値を持つ商品開発方法等に関し長年研究されており、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただいていると判断しております。なお、当社は、延岡健太郎氏を独立役員として指定しております。
加藤精彦氏は、電子部品や精密機械等の大手メーカーの経営者として培った経験や知見を有することから、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。なお、当社は、加藤精彦氏を独立役員として指定しております。
稲垣伸一氏は、長年大手金融機関等の投資部門の責任者として培った経験や知見を有することから、同氏の知識等に基づく経営全般に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に十分貢献していただけると判断しております。
- ・ 当社の社外監査役は、篠田亨、千原真衣子及び木邨系紀の3氏であります。
篠田亨氏は、大手電機メーカーにおいて長年企業法務を経験しており、その豊富な経験と企業法務に関する知識が当社の監査体制において有益であると判断しております。
千原真衣子氏は、弁護士であり片岡総合法律事務所のパートナーであります。同氏は、弁護士としての法律に対する専門知識や多数の企業法務に係わられた豊富な経験を有しており、その経験等が当社の監査体制において有益であると判断しております。なお、当社は、千原真衣子氏を独立役員として指定しております。
木邨系紀氏は、大手金融機関における経験や日本産業パートナーズ(株)で経理責任者を務めるなど経理・財務の経験、知識を豊富に有しており、その知識等が当社の監査体制に有益であると判断しております。
- ・ 当社と各社外取締役及び各社外監査役との間及びその属する企業等との間には上記のほか資本関係、人的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有状況は①役員一覧の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。
- ・ 当社は会社法に定める社外取締役及び社外監査役の要件並びに金融商品取引所が定める独立性基準に準拠し、独立社外取締役を2名、独立社外監査役を1名選任しております。選任にあたっては、人格、見識に優れ、経営に対する十分な経験や知識又は当社事業に対する知見等を持つ方を考慮しております。
- ・ 当社は、社外役員が果たすべき役割について社外取締役及び社外監査役が独立した立場から自身の有する知識、知見等により、取締役会等の重要な業務執行の決定の場において一般株主の利益のために行動することであると考えております。就任いただいている社外取締役又は社外監査役は、当社事業に対する十分な知識、経営又は財務に対する深い見識を有しており、取締役会における重要な意思決定に際し当該知識等に基づく客観的なご意見、提言等をいただいております。これらのご意見、提言等を当社の経営に反映することにより、一般株主の利益が確保されていると考えております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・ 社外監査役は、定期的に開催される監査役会において、常勤監査役から社内監査の状況について、また会計監査人から会計監査の状況について適宜報告を受け、意見交換を行っております。
- ・ 内部監査部門である監査本部は、定期的及び適宜必要に応じて、常勤監査役と意見交換を行うと共に、内部統制の運用状況について監査を行い、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会にて、毎年当該監査結果の報告を執行役員社長から行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。

監査役監査の組織、人員及び手続きについては、(1) コーポレート・ガバナンスの概要 及び(2) 役員 の状況 に記載のとおりであります。

監査役及び監査役会の活動状況については、以下のとおりであります。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区 分	氏 名	監査役会出席状況
社外監査役	鈴木 智 雄	全13回中13回
社外監査役	篠 田 亨	全13回中13回
社外監査役	千 原 真衣子	全13回中12回
社外監査役	大 貫 篤 繁	全11回中11回

(注) 大貫篤繁氏は、2020年1月31日付で退任となったため、同日以前に開催した監査役会への出席状況を記載しております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針、監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選任等です。

また、監査役的活動として、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び事業所のほか主要な営業拠点における業務及び財産の状況の調査、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、監査本部（7名）を設置し、業務の執行状況についてコンプライアンスを含めて全社的な監査を定期的実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。

また、監査本部は監査役及び会計監査人との情報共有に努め、連携して監査活動を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

2012年6月以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 近藤敬及び北村雄二郎の両氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、公認会計士試験合格者等 7名、その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に当たっては、品質管理体制、独立性や専門性の程度、審査体制の整備状況、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる規模、監査計画の内容並びに監査報酬の合理性及び妥当性などを総合的に勘案し選定しております。

また、当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

加えて、会計監査人が会社法第340条第1項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会による会計監査人の評価は、主に会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証することで行っておりますが、会計監査人からはその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	41	—	48	—
連結子会社	—	—	—	—
計	41	—	48	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は定めておりませんが、会計監査の職務遂行状況及び監査日数等を勘案した上で、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項について同意の判断をいたしました。

⑤ 本有価証券報告書提出日現在における監査公認会計士等の異動について

当社の監査法人であった有限責任 あずさ監査法人は、2020年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、新たな会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人が同定時株主総会において選任されております。

異動に至った理由としましては、有限責任 あずさ監査人は監査継続期間が長期にわたっていることから、改めて会計監査人の評価・見直しを行うこととし、同監査法人を含む複数の監査法人を対象として検討いたしました。この結果、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に必要とされる独立性、専門性、品質管理体制等を有していることに加え、会計監査人の交代により従来とは異なる新たな視点での監査が期待できると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

業務執行取締役の報酬は、一定の水準での月額報酬並びに業績評価及び当社の株価に連動した賞与で構成されます。

非業務執行取締役及び監査役の報酬は、会社の業績とは連動せず、一定の金額を支払っております。

業務執行取締役の賞与については、当連結会計年度の会社業績との連動性に加え、中長期的な企業価値の向上と株価上昇の意欲を高めるための株価との連動性を確保するとともに、成果・貢献度を総合的に勘案して決定しております。このうち、会社業績との連動性については、当連結会計年度の受注、売上、営業損益等の指標とそれらの伸長率などをベースとした指標を選定し、透明性を確保しております。これらの取締役の報酬等の算定方法については、独立社外取締役を過半数及び議長とする当連結会計年度の指名・報酬会議において議論を行い、その意見を踏まえて取締役会から一任された代表取締役執行役員社長により決定されたものです。

なお、当連結会計年度における業務執行取締役の報酬に係る主な指標の実績は、次のとおりです。

指 標	2019年3月期	2020年3月期
受注高（百万円）	16,425	16,217
売上高（百万円）	17,460	16,805
営業損益（百万円）	△70	83
株価（円）※	1,216	1,601

※株価は決算発表日の終値であります。

取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第70期定時株主総会において年額200百万円（定款で定める員数10名以内）、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において年額40百万円（定款で定める員数5名以内）とする決議をそれぞれ得ております。

当社の取締役の報酬等の具体的な額は、取締役会から一任された代表取締役執行役員社長が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、上記方針を踏まえ決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤及び非常勤の別並びに業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	61	52	8	5
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	—	1
社外役員	48	48	—	5

- (注) 1. 上記には、2020年1月31日をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。
3. 退職慰労金の制度はありません。
4. 執行役員兼務取締役には、取締役としての報酬のほかには使用人分給与は支払っておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との関係構築、維持、強化等を総合的に勘案の上、他社の株式を保有することがあります。また、取締役会において、毎年、政策保有株式の保有目的、投資規模、保有に伴うメリット、資本コスト等の観点から保有の合理性を検証します。検証の結果、保有の合理性がないと判断した場合は、縮減又は保有の解消を行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	13
非上場株式以外の株式	1	0

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先との関係の維持・強化を目的とした、取引先持株会の定時拠出金による買付けであります。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電計㈱	250	716	取引先との関係の維持・強化を目的とした、取引先持株会の定時拠出金による買付けであります。	無
	0	0		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び第70期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,217	2,350
受取手形及び売掛金	11,753	10,977
たな卸資産	※1, ※2 3,813	※1, ※2 3,744
その他	190	246
流動資産合計	18,974	17,318
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※4 640	※4 587
機械装置及び運搬具（純額）	※4 40	※4 50
工具、器具及び備品（純額）	※4 125	※4 130
土地	※3, ※4 3,851	※3, ※4 3,847
建設仮勘定	14	19
有形固定資産合計	※5 4,672	※5 4,635
無形固定資産		
	109	102
投資その他の資産		
投資有価証券	13	13
退職給付に係る資産	2,628	2,653
繰延税金資産	5	3
その他	117	107
貸倒引当金	△29	△18
投資その他の資産合計	2,734	2,759
固定資産合計	7,517	7,498
資産合計	26,492	24,816

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※7 3,553	3,056
短期借入金	※4 2,700	※4 4,000
未払金	1,345	739
未払法人税等	71	50
賞与引当金	362	519
工事損失引当金	6	—
製品保証引当金	88	99
事業移管損失引当金	82	—
その他	1,390	671
流動負債合計	9,600	9,135
固定負債		
長期借入金	2,640	1,760
繰延税金負債	516	496
再評価に係る繰延税金負債	※3 994	※3 994
退職給付に係る負債	3,430	3,259
その他	280	32
固定負債合計	7,862	6,543
負債合計	17,462	15,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
利益剰余金	348	425
自己株式	△15	△15
株主資本合計	6,229	6,305
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
土地再評価差額金	※3 2,253	※3 2,253
退職給付に係る調整累計額	546	578
その他の包括利益累計額合計	2,800	2,831
純資産合計	9,029	9,137
負債純資産合計	26,492	24,816

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	17,460	16,805
売上原価	※1,※2 13,580	※1,※2 12,826
売上総利益	3,880	3,978
販売費及び一般管理費	※3,※4 3,950	※3,※4 3,895
営業利益又は営業損失(△)	△70	83
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取手数料	5	4
技術指導料	4	6
助成金収入	32	—
その他	9	6
営業外収益合計	53	18
営業外費用		
支払利息	63	50
減価償却費	50	—
その他	24	25
営業外費用合計	138	76
経常利益又は経常損失(△)	△155	25
特別利益		
固定資産売却益	34	0
受取補償金	※5 2,400	—
事業移管損失引当金戻入額	—	58
特別利益合計	2,434	58
特別損失		
減損損失	※6 88	※6 13
固定資産除却損	※7 497	0
事務所移転費用	35	—
事業構造改善費用	—	7
特別損失合計	621	20
税金等調整前当期純利益	1,657	63
法人税、住民税及び事業税	22	19
法人税等調整額	1,612	△32
法人税等合計	1,635	△13
当期純利益	22	76
親会社株主に帰属する当期純利益	22	76

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	22	76
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
退職給付に係る調整額	26	31
その他の包括利益合計	※1,※2 26	※1,※2 30
包括利益	48	107
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	48	107
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,895	750	△423	△14	6,207
当期変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替		△750	750		—
親会社株主に帰属する当期純利益			22		22
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△750	772	△0	21
当期末残高	5,895	—	348	△15	6,229

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	2,253	520	2,773	8,981
当期変動額					
資本剰余金から利益剰余金への振替					—
親会社株主に帰属する当期純利益					22
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0		26	26	26
当期変動額合計	△0	—	26	26	48
当期末残高	△0	2,253	546	2,800	9,029

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,895	348	△15	6,229
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		76		76
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	76	△0	76
当期末残高	5,895	425	△15	6,305

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△0	2,253	546	2,800	9,029
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					76
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0		31	30	30
当期変動額合計	△0	—	31	30	107
当期末残高	△0	2,253	578	2,831	9,137

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,657	63
減価償却費	393	259
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△423	157
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△181	△168
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△118	△224
受取利息及び受取配当金	△0	△0
支払利息	63	50
受取補償金	△2,400	—
事業移管損失引当金の減少額	△836	△82
売上債権の増減額 (△は増加)	△579	775
たな卸資産の増減額 (△は増加)	770	69
仕入債務の増減額 (△は減少)	182	△497
その他	1,659	△1,454
小計	185	△1,050
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△67	△51
補償金の受取額	2,400	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	218	△21
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,737	△1,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△245	△185
無形固定資産の取得による支出	△21	△40
有形固定資産の売却による収入	131	60
その他	6	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△129	△163
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	420	1,300
長期借入金の返済による支出	△1,805	△880
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,385	419
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,222	△866
現金及び現金同等物の期首残高	1,994	3,217
現金及び現金同等物の期末残高	※1 3,217	※1 2,350

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は福島アビオニクス株式会社1社のみであり、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品及び未着原材料

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

工具、器具及び備品 3～15年

2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

3) 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

5) 事業移管損失引当金

事業移管に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
 - 3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- 1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
 - 2) その他の工事契約
工事完成基準を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- 1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用しております。
 - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金の支払利息
 - 3) ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - 4) ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有しております。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- 1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
 - 2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
 - 3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の期末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「技術指導料」は、営業収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた14百万円は、「技術指導料」4百万円、「その他」9百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
製品	552百万円	460百万円
仕掛品	1,457	1,532
原材料及び貯蔵品	1,788	1,748
未着原材料	15	2

※2 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺表示しております。相殺表示をしたたな卸資産に対応する工事損失引当金の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
仕掛品に係るもの	6百万円	13百万円
計	6	13

※3 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っております。連結貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいております。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△488百万円	△488百万円

※4 有形固定資産のうち、次の資産は工場財団として借入の担保に供しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	106百万円	92百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
土地	3,289	3,289
計	3,396	3,382

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	661百万円	1,161百万円
計	661	1,161

※5 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	11,234百万円	11,399百万円

6 コミットメントライン契約には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000百万円	2,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000	2,000

※7 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、前連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
支払手形	48百万円	—百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価益(△)又はたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	53百万円	△6百万円

※2 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	12百万円	13百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	1,000百万円	1,004百万円
賞与引当金繰入額	201	271
退職給付費用	64	90
技術研究費	310	280

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	310百万円	280百万円

※5 受取補償金

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

受取補償金は、東海旅客鉄道株式会社からの取去する資産等に対する補償金収入であります。

※6 減損損失

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社企業グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社企業グループは、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（88百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品80百万円及び無形固定資産6百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社企業グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社企業グループは、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（13百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品10百万円及び無形固定資産2百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

※7 固定資産除却損

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

主に当社の子会社であった山梨アビオニクス株式会社から受け入れた敷地の一部を東海旅客鉄道株式会社に譲渡するため、建物等の除却に伴う固定資産除却損を特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△0百万円	△0百万円
組替調整額	—	—
計	△0	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2	△112
組替調整額	36	158
計	38	45
税効果調整前合計	38	44
税効果額	△12	△14
その他の包括利益合計	26	30

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	△0百万円	△0百万円
税効果額	—	—
税効果調整後	△0	△0
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	38	4
税効果額	△12	△14
税効果調整後	26	31
その他の包括利益合計		
税効果調整前	38	44
税効果額	△12	△14
税効果調整後	26	30

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,830	—	—	2,830
第1種優先株式	800	—	—	800
第2種優先株式	1,500	—	—	1,500
合計	5,130	—	—	5,130
自己株式				
普通株式(注)	5	0	—	5
合計	5	0	—	5

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,830	—	—	2,830
第1種優先株式	800	—	—	800
第2種優先株式	1,500	—	—	1,500
合計	5,130	—	—	5,130
自己株式				
普通株式(注)	5	0	—	6
合計	5	0	—	6

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
「現金及び預金」	3,217百万円	2,350百万円
現金及び現金同等物の期末残高	3,217	2,350

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社企業グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。なお、借入金のうち、コミットメントライン契約については、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,217	3,217	—
(2) 受取手形及び売掛金	11,753	11,753	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	0	0	—
資産計	14,970	14,970	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,553	3,553	—
(2) 短期借入金(*)	1,820	1,820	—
(3) 長期借入金(*)	3,520	3,508	△12
負債計	8,893	8,881	△12
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,350	2,350	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,977	10,977	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	0	0	—
資産計	13,328	13,328	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,056	3,056	—
(2) 短期借入金(*)	3,120	3,120	—
(3) 長期借入金(*)	2,640	2,630	△10
負債計	8,816	8,806	△10
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 1年以内に返済予定の長期借入金880百万円は「長期借入金」に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップ特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	13	13

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	3,217
受取手形及び売掛金	11,753
合計	14,970

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)
現金及び預金	2,350
受取手形及び売掛金	10,977
合計	13,327

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,820	—	—	—	—	—
長期借入金	880	880	880	880	—	—
合計	2,700	880	880	880	—	—

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,120	—	—	—	—	—
長期借入金	880	880	880	—	—	—
合計	4,000	880	880	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	0	0	△0
	小計	0	0	△0
合計		0	0	△0

非上場株式 (連結貸借対照表計上額 13百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	0	1	△0
	小計	0	1	△0
合計		0	1	△0

非上場株式 (連結貸借対照表計上額 13百万円) については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	800	600	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	600	400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、ポイント制に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、ポイント制に基づいた一時金を支給します。

連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられたものを除く）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,553百万円	8,181百万円
勤務費用	282	264
利息費用	82	75
数理計算上の差異の発生額	△39	△80
過去勤務費用の発生額	—	△88
退職給付の支払額	△819	△774
簡便法から原則法への変更に伴う振替額 (注)	134	—
その他	△12	4
退職給付債務の期末残高	8,181	7,582

(注) 前連結会計年度に連結子会社1社を吸収合併したことにより移行しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられたものを除く）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	7,530百万円	7,541百万円
期待運用収益	193	188
数理計算上の差異の発生額	△36	△278
事業主からの拠出額	132	125
退職給付の支払額	△479	△427
簡便法から原則法への変更に伴う振替額 (注)	200	—
年金資産の期末残高	7,541	7,148

(注) 前連結会計年度に連結子会社1社を吸収合併したことにより移行しております。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	168百万円	184百万円
退職給付に係る資産の期首残高	△87	△23
退職給付費用	24	19
退職給付の支払額	△4	△1
制度への拠出額	△6	△6
簡便法から原則法への変更に伴う振替額 (注)	65	—
退職給付に係る負債の期末残高	184	209
退職給付に係る資産の期末残高	△23	△37

(注) 前連結会計年度に連結子会社1社を吸収合併したことにより移行しております。

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,984百万円	4,590百万円
年金資産	△7,612	△7,243
	△2,628	△2,653
非積立型制度の退職給付債務	3,430	3,259
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	801	606
退職給付に係る負債	3,430	3,259
退職給付に係る資産	△2,628	△2,653
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	801	606

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	282百万円	264百万円
利息費用	82	75
期待運用収益	△193	△188
数理計算上の差異の費用処理額	70	201
過去勤務費用の費用処理額	△34	△47
簡便法で計算した退職給付費用	24	19
確定給付制度に係る退職給付費用	232	325

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	34百万円	△41百万円
数理計算上の差異	△73	△3
合計	△38	△45

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	235百万円	276百万円
未認識数理計算上の差異	553	557
合計	788	834

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	52%	54%
株式	26	23
投資信託	21	22
その他	1	1
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.9～1.0%	0.9%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	1.8～3.5%	1.9～3.5%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度44百万円、当連結会計年度41百万円であります。

4. その他の退職給付に関する事項

2018年1月に行われた退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は1,084百万円であり、4年間で移換する予定です。なお、当連結会計年度末時点の未移換額246百万円は、未払金に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	1,035百万円	981百万円
税務上の繰越欠損金(注)	746	880
たな卸資産評価損	234	233
減価償却費	190	148
その他	507	439
繰延税金資産小計	2,714	2,683
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△745	△880
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,673	△1,481
評価性引当額小計	△2,418	△2,362
繰延税金資産合計	295	321
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△805	△811
その他	△1	△2
繰延税金負債合計	△807	△813
繰延税金資産及び負債(△)の純額	△511	△492

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	111	3	—	631	746
評価性引当額	—	—	△111	△3	—	△630	△745
繰延税金資産	—	—	—	—	—	0	0

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	111	3	—	196	569	880
評価性引当額	—	△111	△3	—	△196	△569	△880
繰延税金資産	—	—	—	—	—	0	0

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	11.8
住民税均等割	1.2	28.2
評価性引当額等の影響	65.9	△89.4
連結子会社との税率差異	0.1	0.4
税効果を伴わない連結手続上生じた一時差異	△0.2	0.9
その他	0.6	△3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	98.7	△21.1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社企業グループの報告セグメントは、当社企業グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社企業グループは、営業本部、事業部、関係会社からなる事業グループごとに取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社企業グループは、当該事業グループを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報システム」、「電子機器」の2つを報告セグメントとしております。

なお、従来区分しておりました、「プリント配線板」は前連結会計年度における事業終息に伴い、廃止しております。

各報告セグメントの主な製品は次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
情報システム	表示・音響関連装置、誘導・搭載関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC
電子機器	接合機器、赤外線機器

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 2	合計
	情報 システム	電子機器	プリント 配線板	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,641	5,499	320	17,460	—	17,460
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	11,641	5,499	320	17,460	—	17,460
セグメント利益又は損失(△)	20	30	△122	△70	—	△70
セグメント資産	17,070	2,998	—	20,068	6,423	26,492
その他の項目						
減価償却費	264	78	51	393	—	393
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	127	118	—	245	26	272

(注) 1. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. セグメント資産及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していないその他の資産であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 2	合計
	情報 システム	電子機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,920	4,884	16,805	—	16,805
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	11,920	4,884	16,805	—	16,805
セグメント利益又は損失(△)	113	△29	83	—	83
セグメント資産	15,837	3,243	19,080	5,735	24,816
その他の項目					
減価償却費	208	50	259	—	259
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	152	34	186	41	228

(注) 1. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していないその他の資産であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	情報システム	電子機器	プリント 配線板	合計
外部顧客への売上高	11,641	5,499	320	17,460

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
15,088	2,060	311	17,460

（注）1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気(株)	5,076	情報システム等
富士通(株)	2,666	情報システム

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	情報システム	電子機器	合計
外部顧客への売上高	11,920	4,884	16,805

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	その他	合計
14,787	1,532	486	16,805

（注）1 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気(株)	4,965	情報システム等
富士通(株)	3,254	情報システム

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、電子機器事業において88百万円を減損損失として計上しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、電子機器事業において13百万円を減損損失として計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電気㈱	東京都港区	397,199	パブリック事業、エンタープライズ事業、ネットワークサービス事業、システムプラットフォーム事業、グローバル事業	(被所有) 直接 50.26	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	5,076	売掛金	2,191

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電気㈱	東京都港区	397,199	社会公共事業、社会基盤事業、エンタープライズ事業、ネットワークサービス事業、システムプラットフォーム事業、グローバル事業	(被所有)直接 50.25	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	4,027	売掛金	3,412

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。

3. NAJホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果、2020年1月31日付で、当社の親会社は日本電気株式会社からNAJホールディングス株式会社に変更になっております。このため取引金額は関連当事者であった期間の金額を、議決権等の被所有割合及び期末残高は関連当事者でなくなった時点の数値をそれぞれ記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	NECファシリティーズ㈱	東京都港区	240	建物等の設計、施工管理及び施設管理、不動産の販売並びに保険商品等の仲介	—	当社施設の施設管理	施設の工事等	973	未払金	554

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないしは取引条件の決定方針等

施設の工事等については、市場価格を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

NAJホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産	2,383円05銭	1株当たり純資産	2,421円14銭
1株当たり当期純利益	7円83銭	1株当たり当期純利益	27円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5円68銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円64銭

(注) 1. 1株当たり純資産の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2019年3月31日)	当連結会計年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	9,029	9,137
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,300	2,300
(うち優先株式払込額)	(2,300)	(2,300)
普通株式に係る期末の純資産(百万円)	6,729	6,837
1株当たり純資産の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	2,824	2,823

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22	76
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22	76
普通株式の期中平均株式数(千株)	2,824	2,823
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1,070	1,774
(うち優先株式数(千株))	(1,070)	(1,774)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,820	3,120	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	880	880	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,640	1,760	0.8	2023年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,340	5,760	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	880	880	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,397	7,708	11,324	16,805
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前四半期純損失 (百万円) (△)	△282	△378	△610	63
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (百万円) (△)	△294	△397	△635	76
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失 (円) (△)	△104.31	△140.91	△225.15	27.10

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 (円) (△)	△104.31	△36.60	△84.24	252.26

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,190	2,336
受取手形	359	731
売掛金	※1 11,392	※1 10,238
たな卸資産	※2 3,173	※2 3,202
前渡金	33	7
前払費用	43	66
関係会社短期貸付金	179	166
未収入金	※1 366	※1 254
その他	5	7
流動資産合計	18,745	17,012
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 360	※3 334
機械装置及び運搬具	※3 17	※3 43
工具、器具及び備品	※3 108	※3 116
土地	※3 3,548	※3 3,544
建設仮勘定	14	18
有形固定資産合計	4,050	4,057
無形固定資産		
ソフトウェア	72	78
その他	0	0
無形固定資産合計	73	79
投資その他の資産		
投資有価証券	13	13
関係会社株式	450	450
前払年金費用	1,840	1,801
その他	※1 117	107
貸倒引当金	△29	△18
投資その他の資産合計	2,391	2,354
固定資産合計	6,514	6,491
資産合計	25,260	23,504

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※5 271	241
買掛金	※1 3,496	※1 3,037
短期借入金	※3 2,700	※3 4,000
未払金	※1 1,255	※1 643
未払費用	※1 512	※1 479
未払法人税等	63	44
前受金	122	122
賞与引当金	312	467
工事損失引当金	6	—
製品保証引当金	88	99
事業移管損失引当金	82	—
その他	※1 739	※1 59
流動負債合計	9,652	9,194
固定負債		
長期借入金	2,640	1,760
繰延税金負債	284	246
再評価に係る繰延税金負債	994	994
退職給付引当金	3,269	3,069
その他	280	32
固定負債合計	7,468	6,102
負債合計	17,121	15,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,895	5,895
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5	73
利益剰余金合計	5	73
自己株式	△15	△15
株主資本合計	5,885	5,953
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
土地再評価差額金	2,253	2,253
評価・換算差額等合計	2,253	2,253
純資産合計	8,139	8,206
負債純資産合計	25,260	23,504

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	※1 17,449	※1 16,798
売上原価	※1 13,807	※1 13,030
売上総利益	3,641	3,768
販売費及び一般管理費	※1, ※2 3,710	※1, ※2 3,716
営業利益又は営業損失(△)	△68	51
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 5	※1 5
受取手数料	5	4
技術指導料	4	6
その他	7	6
営業外収益合計	24	23
営業外費用		
支払利息	※1 70	※1 52
減価償却費	15	—
その他	24	24
営業外費用合計	109	77
経常損失(△)	△153	△2
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	※3 1,179	—
固定資産売却益	34	0
受取補償金	※4 2,400	—
事業移管損失引当金戻入額	—	58
特別利益合計	3,614	58
特別損失		
減損損失	※5 88	※5 13
固定資産除却損	※6 484	0
事業構造改善費用	—	7
事務所移転費用	35	—
特別損失合計	607	20
税引前当期純利益	2,852	35
法人税、住民税及び事業税	3	5
法人税等調整額	1,559	△38
法人税等合計	1,562	△32
当期純利益	1,289	68

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	5,895	750	—	750	77	△2,112	△2,034	△14	4,596	
当期変動額										
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△750	750						—	
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△750	△750		750	750		—	
利益準備金の取崩					△77	77			—	
当期純利益						1,289	1,289		1,289	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	△750	—	△750	△77	2,117	2,039	△0	1,289	
当期末残高	5,895	—	—	—	—	5	5	△15	5,885	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	2,253	2,253	6,849
当期変動額				
資本準備金からその他資本剰余金への振替				—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替				—
利益準備金の取崩				—
当期純利益				1,289
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0		△0	△0
当期変動額合計	△0	—	△0	1,289
当期末残高	△0	2,253	2,253	8,139

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,895	5	5	△15	5,885
当期変動額					
当期純利益		68	68		68
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	68	68	△0	68
当期末残高	5,895	73	73	△15	5,953

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	2,253	2,253	8,139
当期変動額				
当期純利益				68
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0		△0	△0
当期変動額合計	△0	－	△0	67
当期末残高	△0	2,253	2,253	8,206

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 仕掛品及び未着原材料

個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

(6) 事業移管損失引当金

事業移管に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」及び「技術指導料」は、営業収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた18百万円は、「受取手数料」5百万円、「技術指導料」4百万円、「その他」7百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	2,631百万円	257百万円
長期金銭債権	40	—
短期金銭債務	262	254

※2 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
製品	393百万円	358百万円
仕掛品	1,278	1,342
原材料及び貯蔵品	1,486	1,498
未着原材料	15	2

※3 有形固定資産のうち、次の資産は工場財団として下記借入の担保に供しております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	106百万円	92百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
土地	3,289	3,289
計	3,396	3,382

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	661百万円	1,161百万円
計	661	1,161

4 コミットメントライン契約には、契約期間中において純資産、連結営業利益等を一定の水準に維持すること等の財務上の特約等が定められております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000百万円	2,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	2,000	2,000

※5 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、前事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
支払手形	47百万円	—百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5,076百万円	4,027百万円
仕入高	1,909	1,753
その他の営業取引高	794	646
営業取引以外の取引高	12	7

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度54%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度46%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	954百万円	965百万円
賞与引当金繰入額	191	258
減価償却費	57	62
技術研究費	310	280

※3 抱合せ株式消滅差異

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

抱合せ株式消滅差益は、連結子会社であった山梨アビオニクス株式会社の吸収合併に伴い発生した利益であります。

※4 受取補償金

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

受取補償金は、東海旅客鉄道株式会社からの取去する資産等に対する補償金収入であります。

※5 減損損失

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社は、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（88百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品80百万円及び無形固定資産6百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県横浜市都筑区	電子機器用生産設備等	工具、器具及び備品、 無形固定資産

当社は、原則として、事業単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の最小の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、一部の事業用固定資産における収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（13百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品10百万円及び無形固定資産2百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、備忘価額としております。

※6 固定資産除却損

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

主に当社の子会社であった山梨アビオニクス株式会社から受け入れた敷地の一部を東海旅客鉄道株式会社に譲渡するため、建物等の除却に伴う固定資産除却損を特別損失に計上しております。

（有価証券関係）

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は450百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は450百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	987百万円	925百万円
税務上の繰越欠損金	743	878
関係会社株式評価損	368	368
たな卸資産評価損	234	233
減価償却費	171	128
その他	488	420
繰延税金資産小計	2,993	2,955
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△743	△878
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,969	△1,768
評価性引当額小計	△2,712	△2,647
繰延税金資産合計	281	307
繰延税金負債		
前払年金費用	△563	△551
その他	△1	△2
繰延税金負債合計	△565	△553
繰延税金資産及び負債(△)の純額	△284	△246

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	13.7
住民税均等割	0.6	49.2
評価性引当額等の影響	35.8	△183.1
子会社合併に伴う影響額	△12.7	—
その他	0.2	△2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.8	△92.3

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	2,761	27	10	53	2,776	2,442
	機械装置及び運搬具	2,901	33	1	7	2,934	2,890
	工具、器具及び備品	2,877	(注1) 109	43 (注2) (10)	90	2,943	2,826
	土地	3,548 [3,248]	—	(注3) 4	—	3,544 [3,248]	—
	建設仮勘定	14	270	265	—	18	—
	計	12,103 [3,248]	440	325 (注2) (10)	152	12,218 [3,248]	8,160
無形固定資産	ソフトウェア	494	82	48 (注2) (2)	32	528	450
	その他	500	—	—	—	500	499
	計	995	82	48 (注2) (2)	32	1,029	950

(注) 1. 「工具、器具及び備品」の当期増加額の主なものは、情報システム用生産設備であります。

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、減損損失の計上額であります。

3. 「土地」の当期減少額は、山梨アビオニクス株式会社から受け入れた敷地の一部譲渡に伴うものであります。

4. []内は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った土地の再評価に係る再評価差額であり、土地の内数でもあります。

5. 「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額を記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	29	—	11	18
賞与引当金	312	467	312	467
工事損失引当金	6	—	6	—
製品保証引当金	88	99	88	99
事業移管損失引当金	82	—	82	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.avio.co.jp/ir/index.htm
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利及び株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はN A J ホールディングス株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第69期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月25日関東財務局長に提出

2 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日関東財務局長に提出

3 四半期報告書及び確認書

（第70期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月2日関東財務局長に提出

（第70期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月1日関東財務局長に提出

（第70期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年1月30日関東財務局長に提出

4 臨時報告書

2019年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年1月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社及び主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2020年5月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

日本アビオニクス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 雄二 朗 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アビオニクス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本アビオニクス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

日本アビオニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 雄二 朗 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アビオニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 竹内 正人
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 山後 宏幸
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長 竹内正人及び最高財務責任者 山後宏幸は、当社の第70期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 竹内 正人
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 山後 宏幸
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市瀬谷区本郷二丁目28番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社及び連結子会社を含む当社企業グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任は代表取締役執行役員社長の竹内正人及び最高財務責任者の山後宏幸が有しており、財務報告の信頼性を確保する目的のため、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会2019年12月13日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、整備及び運用しており、その有効性を自ら評価し、その結果を報告するものである。

内部統制は、その各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるが、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があること、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合があること、整備及び運用に際しては費用と便益との比較衡量が求められること、不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがあることのような固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

a. 基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年3月31日を基準日として行っている。

b. 評価基準

評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に基づいている。

c. 評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）について、各事業拠点に対する「質問書」に基づき連結子会社を含む回答の内容を確認し、全社的な会計方針及び財務方針、組織の構築及び運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定のプロセス等の評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。

業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制（業務プロセスに係る内部統制）においては、選定した評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別している。内部統制の整備状況については、その基本的要素が機能していることをウォークスルーにより確認し、その運用状況については、サンプリング等による確認を行うことで評価している。

これらの整備及び運用の評価結果に基づき、取締役会の下部組織の「内部統制委員会」において内部監査部門からその結果説明がなされ、執行役員による内容確認と評価の妥当性の確認の審議を行なった上、内部統制の有効性に関する評価を行っている。

d. 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定している。

全社的な内部統制の評価及び決算・財務報告に係る業務プロセスの全社的な内部統制に準じるものについては、当社及び連結子会社を対象として評価を行っている。その結果を踏まえて、財務報告全体に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の決定については、重要な事業拠点を当社及び連結子会社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額及び質的影響を勘案して連結売上高の70%以上に達する2事業拠点を選定し、評価の対象とした。この重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、受取手形及び売掛金、たな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としている。

さらに、選定した重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、主に①見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス及び②非定型、不規則な取引など重要な虚偽記載が発生するリスクが高いものとして、特に留意すべき業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断している。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。